

会 議 記 録			
会議の名称	第5次亀岡市総合計画 検討特別委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 鈴木
日 時	令和2年10月13日（火曜日）	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 1 時 39 分
出席委員	◎木曾 ○平本 三上 富谷 赤坂 小川 小松 菱田 <齊藤議長>		
執行機関出席者			
事務局出席者	山内事務局長、井上次長、鈴木議事調査係長		
傍聴	市民0名	報道関係者0名	議員3名（並河、松山、奥野）

会 議 の 概 要

10:00

[木曾委員長 開議]

[事務局長 説明]

1 項目の選定について

<木曾委員長>

各会派からの意見を一覧表にまとめた。本日は、特別委員会で取り扱う項目をこの中から絞り、決定していきたい。執行部からの回答を記載した資料は、21日の特別委員会で配付する。各会派の意見を順次聞いていく。

<菱田委員（新清流会）報告>

特別委員会として取り扱う項目 No.48、82

特別委員会として取り扱わない項目 No.32、83

<赤坂委員（緑風会）報告>

特別委員会として取り扱う項目 No.36、52、74、80

特別委員会として取り扱わない項目 No.45、73

<三上委員（共産党議員団）報告>

特別委員会として取り扱う項目 No.1、2、8、10、13、20、23（前半部分）、24、25、29、47（新清流会の意見とまとめる）、49、61、64、65、67、71、72、78、79

特別委員会として取り扱わない項目 No.6、9、16、18、19、23（後半部分）、30、31、35、39、50、53、57、70、76、77

<富谷委員（公明党議員団）報告>

特別委員会として取り扱う項目 No.12、66、85

特別委員会として取り扱わない項目 No.3、4、7、21、22、26、28、33、34、43、44、51、55、56、58、60、69、84

<小松委員（会派に属さない議員）報告>

特別委員会として取り扱う項目 No.5、81

特別委員会として取り扱わない項目 No.11、14、15、17、27、37、38、40、41、42、46、54、59、62、63、68、75

<木曾委員長>

各会派の意見を整理すると、No.1、2、5、8、10、12、13、20、23、24、25、29、36、41、48、49、52、61、64、65、66、67、71、72、74、78、79、80、81、82、85、86が、特別委員会として取り扱う項目となる。確認いただきたい。

<小川委員>

公明党議員団としては、特別委員会として取り扱わない項目として整理したものについては、執行部からの回答は不要であるのか。

<富谷委員>

整理がついたとしているのは、理事者に内容を確認したものである。回答は必要だが整理はできたという意味である。

<木曾委員長>

全て回答をもらうということである。一旦休憩して、一覧表を整理したい。

<三上委員>

共産党議員団のNo.78、79は、特別委員会として取り扱わない項目としてよい。

<木曾委員長>

それを含めて整理する。整理する時間はどれくらい必要か。

<事務局長>

30分程度いただければありがたい。

<木曾委員長>

それでは暫時休憩する。再開は午前11時とする。

10:31

<休憩 10:31～11:00>

11:00

<木曾委員長>

休憩前に引き続き会議を再開する。

一覧表により、整理した項目を確認していただきたい。

(全委員で内容確認)

11:03

<富谷委員>

No.12、13で「リーディングシティ亀岡」という文章が分かりにくいと記載しているが、公明党議員団としては、共産党議員団の意見と一緒にしていただいてもよいと考える。

<三上委員>

そのように整理していただいてよい。

<木曾委員長>

それでは、No.12、13を1つの項目として整理する。

次に、共産党議員団のNo.24とNo.25を1つに整理してはどうかと考える。

<三上委員>

そのように整理していただいてよい。No.24は、第3部「施策の基本方針」

の第1～8に関わることである。No.25については第1に限るものであり、計画の内容欄は第1～8と記載すればよい。

<木曾委員長>

そのように整理する。

次に、No.66、67を1つに整理してはどうか。この内容は、中学校給食に関する項目であるが、請願書が提出されたものであったのか。

<三上委員>

共産党議員団としては、中学校の完全給食への移行を目指すという意図がある。議会から意見書を提出したのものである。この10年間で実施できるかは別として、公明党議員団の意見としては、共産党議員団よりも強い意志があると思うので、それぞれの思いを大事にしてまとめてはどうか。

<富谷委員>

デリバリー弁当を充実しつつ、中学校給食の実施を目指すことを明記していただきたい。

<木曾委員長>

No.66、67を1つに整理する。

<平本副委員長>

共産党議員団のNo.25は、行政の協働に対する姿勢について基本構想に関する質疑となっている。小松委員のNo.41は、市民協働活動の促進に関連した意見となっているので、これらを1つにまとめてはどうか。

<小松委員>

No.41は、基本計画に具体的に記載されているところで議論したいと考えている。

<三上委員>

基本構想に重点の内容を入れると、当然、基本計画にもその内容が入ることになる。基本構想に関するNo.24には「提案したりする市民の数を具体的に増やす」という意見を記載しているが、計画の内容にも触れるので、基本構想と一体化した論議になると思う。基本構想、基本計画それぞれに意見があればよいと思う。

<木曾委員長>

共産党議員団のNo.25と小松委員のNo.41については、そのままとする。

<三上委員>

No.82の新清流会の意見の具体例がNo.29である。基本計画に関する意見であるのか。

<小川委員>

基本構想を含め、全体に関する意見である。

<三上委員>

その1つが、今亀岡市が何を大事にしているかということである。

<赤坂委員>

項目については、この程度で整理し送付してはどうか。

<木曾委員長>

もう少し絞りたいと考えている。特別委員会として、深い内容にしていきたい。

<菱田委員>

基本構想のNo.2では、市長挨拶について記載されているが、三上委員は挨拶の内容をすでに見られたのか。要望としての意見であるのか。

<三上委員>

当然内容はまだ見ていない。SDGsと亀岡市プラスチックごみゼロ宣言と基本構想は、いずれも2030年がゴールになっている。それらを一体にして、市長の決意として触れてもらえばよいという意味の要望である。

<菱田委員>

環境先進都市を目指すという意味であり、要望とするのがふさわしいと思う。可能であれば、特別委員会の議論から外してはどうか。

<三上委員>

挨拶も計画の一部である。今の見通しとして、どのように考えているかについて聞いてはどうか。実際に出てきた挨拶について、意見を言うつもりはない。

<菱田委員>

市長に来ていただき、質疑したいということか。

<三上委員>

可能であればそれでよいが、市長公室長に代わりに答弁してもらってもよい。

<菱田委員>

市長からは一言の回答で終わるかもしれないが、それでよいのか。

<三上委員>

何らかの答えを出されると思う。現時点での市長の意向を聞きたい。その上で要望したいと思う。

<菱田委員>

他の委員の意見を聞きたい。

<赤坂委員>

細かい中身の回答はいらぬのではないか。

<富谷委員>

共産党議員団からの要望としてはどうか。

<木曾委員長>

市長は諮問するまでに、審議会に方針を示されていると思うが、あくまでも、その後の審議会からの答申が重視されることになる。

<三上委員>

この内容は審議会に見てもらふことになる。その後、議会としては、総合計画そのものを審議することになる。挨拶も総合計画の一部であり、そこにとんでもない内容があればだめである。そういう意味での要望であり、入れておいていただきたい。現時点で、市長がどう思っているかについて、聞いておいてもよいのではないか。

<木曾委員長>

今の時点でどのような挨拶の内容になるかは分からないので、議論するのはどうかと思う。総合計画の内容に重きを置いて議論するのがよいと考える。

<三上委員>

同じ比重で議論していくつもりはない。このように書いておけば、執行部は何らかの回答をされると思う。

<木曾委員長>

今市長挨拶について、意見を言うのは違うのではないか。答申が終わり、議案として提案されたときに議論するのがよいのではないか。

<三上委員>

それでは、No.2の「1計画の目的および市長あいさつ」について記載した、最後の3行を削除いただいて結構である。口頭で要望していく。

<菱田委員>

会派の意見は全て執行部に送付される。12月議会に議案として提案された段階で議論してはどうか。

<三上委員>

何を議論するかの検討だと受け止めている。特別委員会として取り扱う議論に入れなくても結構である。

<木曾委員長>

挨拶の文章が提示されていないのに、先に議会で議論するのはいかがなものか。でき上がってから議論するのが正しいと思う。86項目については、全て回答されることとなる。素案に対して議論していくので理解いただきたい。市長挨拶については、委員会の議論にはなじまないということで削除する。「計画の目的および市長挨拶」を削除しないと議論が進まないということであるがどうか。

<三上委員>

市長挨拶について記載しているのは、下の3行だけである。この3行を削除することでよい。計画の目的そのものに、環境問題が入っていなかったり、SDGsに触れられていなかったりするので、それはいかがなものかということであり、論議すべきことである。

<木曾委員長>

ないものについての議論はできないということを理解いただければそれでよい。それは「計画の目的」として議論されればよいと思う。市長挨拶に関する3行を削除して、No.2の内容をNo.1に入れてはどうか。

<三上委員>

「SDGsを市長挨拶や冒頭の目的に記述するとして…」としているのは、SDGsの内容が第2章まで出てこないのも、前段に持ってくるべきという意味である。このため「SDGsを市長挨拶や…」の部分は削除していただいてよい。環境問題を、それよりも前の部分で記述すべきという意味である。

<議事調査係長>

協議いただいた内容を確認させていただく。No.2の「1計画の目的および市長あいさつ」に関する意見の「また、SDGsを市長挨拶や…」以降の最後の3行を削除する。また、計画の内容に記載された「1計画の目的および市長あいさつ」の「および市長あいさつ」を削除する。そして、「第2章 亀岡市を取り巻く社会経済の潮流」の意見欄にある「市長挨拶や」の文言を削除する。そのうえで、No.2の意見をNo.1の意見に合わせることを確認いただきたい。

<木曾委員長>

そのように整理することとするがよいか。

—全員—

<三上委員>

委員会が理事者と共通認識するという意味から、共産党議員団ではたくさんの意見を出している。例えば、コンパクトシティ等、共産党議員団と意見が分かれるようなものについて、各委員に判断いただければよい。

<木曾委員長>

委員会として意見が分かるとよくない。理事者にしっかりと問いただしていきたいと考えている。

<赤坂委員>

時間がないので早く進めていただきたい。

<三上委員>

例えば、新幹線に関する意見もあるが、理事者がどのように答えるかは聞いておけばよいと思う。これで、ある程度整理できたと考えればよいのではないか。

<赤坂委員>

できるだけスムーズになるように、まとめていただきたい。細かいところまでまとめるのは大変である。

<菱田委員>

次回10月21日の委員会では、理事者から回答が出てくるので、その回答でよいというもの、委員会で議論していくものとを分けて考えていけばよいのではないか。

<木曾委員長>

今日まとめた内容に基づき、21日の委員会で質疑することとなるが、かなりの時間を要する。答申するまでに、議会としての意思を伝えていくのが大事だと思う。回答は全ていただくこととなる。

<赤坂委員>

緑風会のNo.52は、委員会としては取り扱わないことでよい。

<木曾委員長>

それでは、緑風会のNo.52は、委員会としては取り扱わないこととする。

<菱田委員>

共産党議員団のNo.20については、基本構想の(2)都市核、交流核の整備方向⑤地域ネットワーク網のところ「都市核と地域コミュニティ核をネットワークする道路網の整備…」と記載されているため、委員会で議論する必要はないと考える。

<三上委員>

周辺部とのネットワーク等、別のことが記載されているので、議論の中でそのようになるのであればそれでよい。コンパクトシティとは記載されていない。

<木曾委員長>

共産党議員団のNo.20は、委員会としては取り扱わないこととする。

<三上委員>

それでは、共産党議員団のNo.8とNo.10は、ともに合計特殊出生率についてのことであり、項目を1つにすることでよい。

<木曾委員長>

共産党議員団のNo.8とNo.10は、1つの項目にまとめることとする。

<赤坂委員>

No.6 5は委員会として議論する必要はないのではないかと。

<三上委員>

No.6 5は図書館司書について記載しているが、市は図書館から巡回派遣すると言っているの、そのことをただしていきたい。むしろ、No.6 4の1学級の人数については、考え方が分かれるのではないかと。

<木曾委員長>

共産党議員団のNo.6 4については、特別委員会として取り扱わないことでのよいのではないかと。

<三上委員>

No.6 4については、国が方向性を示しており、市が独自にできるものではないので、実施するという記述は難しいと考える。

<木曾委員長>

それでは、共産党議員団のNo.6 4については、特別委員会として取り扱わないこととする。

<小松委員>

共産党議員団のNo.4 9については、第2章の「安全で安心して暮らせるまちづくり」の中の記述であり、市民を守るための項目だと考えるがどうか。

<三上委員>

他の節にまたがるようなことを言っている訳ではない。基本計画では、消費者問題しか論じられていない。市民生活イコール消費生活となるのか。

<小松委員>

基本計画の第4節には、「3 法律相談の充実」とあるので、この内容が入っていればよいのではないかと。

<富谷委員>

公明党議員団も同じような意見を出そうとしていた。第4次亀岡市総合計画には「消費者生活」と記載されているが、第5次亀岡市総合計画では、少し広げて「市民生活」という記述になっている。具体的施策にも「3 法律相談の充実」を追加され、消費者以外のことを記載するようにされているので納得した経過がある。

<木曾委員長>

会派への回答だけとすることでよいか。

<三上委員>

消費者生活と記載されていれば分かりやすいが、市民生活とすることで広くなり誤解を招くのではないかとということである。委員会として、そのような意見であれば、会派への回答だけでよい。

<木曾委員長>

共産党議員団のNo.4 9については、委員会としては取り扱わないこととする。

<富谷委員>

公明党議員団のNo.8 5では、北陸新幹線について記載しているが、現実にルートが決定しており、水質検査等も実施されている。どのように取り扱うのか各委員に聞きたい。

<赤坂委員>

言われることはよく分かるが、委員会として取り扱う必要はないと考える。

<菱田委員>

思いは分かるが、ルート決定もされており、国の事業であるため、基本計画に記載すべきではないと思う。

<木曾委員長>

国としても、現段階でルートを戻すことはない。No.85については、特別委員会として取り扱わないこととする。

<赤坂委員>

新清流会のNo.86については、回答のみとしてはどうか。

<小川委員>

No.86については、全体的にカタカナ表記が多いので意見を書いたものであるが、委員会として取り扱うことから除外してもらってもよい。

<木曾委員長>

新清流会のNo.86については、特別委員会として取り扱わないこととする。

<小川委員>

緑風会のNo.74について、もう少し説明いただきたい。

<赤坂委員>

南丹市に限らず、周辺地域の協力を得ていくということである。執行部からの回答だけでもよい。

<木曾委員長>

緑風会のNo.74については、特別委員会として取り扱わないこととする。

<三上委員>

共産党議員団のNo.47については、できれば新清流会のNo.48と一緒にしていただきたい。防犯力の向上については記述が少ないと考える。

<小川委員>

ドライブレコーダーの文言を整理いただきたい。

<木曾委員長>

ドライブレコーダーの文言を含め、市民の協力について記載して整理することによいか。

<三上委員>

No.48の最後にNo.47の記述を続けて入れればよい。

<木曾委員長>

No.47とNo.48は、そのように整理する。

これまでの意見を整理するため、暫時休憩する。再開は、午後1時30分からとする。

12:21

<休憩 12:21～13:30>

13:30

<木曾委員長>

休憩前に引き続き会議を再開する。

事務局で整理した17項目について、一覧表により確認いただきたい。

(順次全項目を確認)

<木曾委員長>

この17項目を執行部に送付する。また、委員会として送付するため、会派名は削除する。

—全員了—

2 その他

(1) 次回の日程

<木曾委員長>

総合計画審議会から市長に答申されるまでに、委員会としての意見を盛り込むようにしたいと考えている。また、12月議会で議案審査いただくこととする。次回は、10月21日(水)午後1時30分から開催する。

散会 13:39